

## 議 第 1 2 号 議 案

訪問介護の基本報酬引下げの撤回を求める意見書の提出について  
訪問介護の基本報酬引下げの撤回を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議  
会議規則第13条の規定により提出します。

令和6年9月27日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 川 畑 勝 弘

### 提 案 理 由

訪問介護の基本報酬引下げの撤回を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

## 訪問介護の基本報酬引下げの撤回を求める意見書

政府は令和6年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬を引き下げた。これにより、小規模な訪問介護事業所の倒産や人手不足に拍車がかかり、訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者や介護離職が増加するおそれがある。

この間の調査によると、令和5年の訪問介護事業者の倒産は、67件と過去最多を記録しており、厚生労働省の調査では、訪問介護事業所の36.7%が赤字経営であることも分かっている。そもそも介護事業所は、人手不足と物価高騰等により、厳しい経営を強いられている。特に、移動が必要な訪問介護は、移動時間が直接的には介護報酬の対象時間とはならないことや、ガソリン価格高騰等の影響を受けるといった特殊な事情がある。

厚生労働省は、訪問介護については、処遇改善加算について高い加算率にしたと説明しているが、運営資金につながる基本報酬を引き下げてしまえば、小規模事業者の経営がますます厳しくなるのは明白である。

また、厚生労働省は処遇改善加算を取得しやすくすると説明しているが、上位の加算の要件は厳しいため、小規模事業者が取得することは困難である。

訪問介護の基本報酬を引き下げれば、将来的には地域包括ケアシステムが崩壊し、介護保険制度による「介護の社会化」に逆行する事態が起きかねない。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、訪問介護の基本報酬引下げの撤回を求め、下記の事項を速やかに実施するよう強く求める。

### 記

- 1 訪問介護の基本報酬引下げの撤回と見直しを行い、とりわけ経営が悪化している小規模な訪問介護事業者など、地域や経営の実態に対応した報酬の引上げを行うこと。
- 2 小規模事業者であっても実際に処遇改善加算を取れるようにし、申請から早期に支給が行われるよう要件を見直すこと。
- 3 介護報酬改定は、単に介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を踏まえた収支差率を十分踏まえて判断すること。
- 4 訪問介護事業所の経営難の原因になっている人手不足を解消するため、介護事業者のさらなる処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様